

容 器 検 査 所 廃 止 届

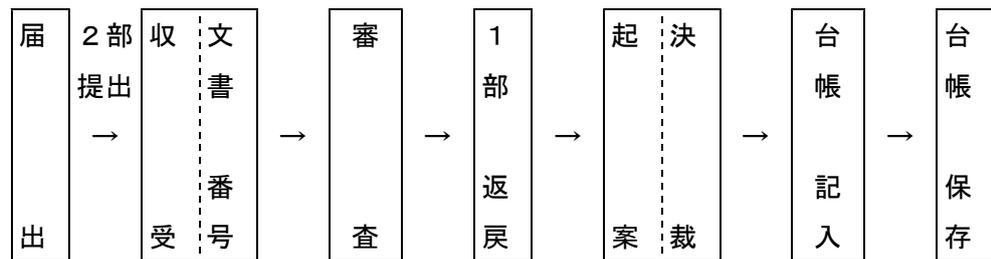
根 拠 法 令

法第56条の2 容器則第39条

適 用

容器検査所の再検査の業務を廃止した場合

手 順



必要書類

<留意事項>

- 1 容器検査所廃止届書
- 2 容器検査所登録票

登録票を返納させる。

→紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の
念書を徴すること。

審 査

- 1 廃止年月日を確認する。
- 2 廃止の理由が記入してあること。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入・保存

受理証交付後、台帳に廃止年月日を記入後、必ず保存する。

→容器検査所登録台帳に記載